

リコーグループ
環境管理システムガイドライン

<第4版>



2009年3月1日

株式会社リコー
リコーグループ

目 次

はじめに	1
改訂の経緯	2
I. リコーグループのグリーン調達の考え方	3
II. 仕入先様への環境保全活動に関する手続き等についてのお願い事項	4
II. 1. 対象の仕入先様と窓口	
II. 2. 環境保全活動の進め方の選択	
II. 3. リコーEMS認証の更新審査(年1回)の申請	
II. 4. リコーEMS認証の審査対象事業所	
III. リコーEMSガイドラインに基づく環境管理システム構築の進め方	6
III. 1. 環境管理システム構築手順の概要	
III. 2. 現状調査(初期環境レビュー)の方法	
III. 3. 著しい環境側面を特定する方法	
III. 4. 環境関連法規を特定する方法	
III. 5. 環境方針を決定する方法	
III. 6. 目的及び目標を設定する方法	
III. 7. 環境管理プログラムを策定する方法	
III. 8. 実施及び運用の方法	
III. 9. 点検及び是正処置の方法	
III. 10. 経営層による見直しの方法	
IV. 用語の定義	24
V. インプット及びアウトプットの量把握の記入表	26
リコーグループへの登録・申請様式	27
資料編	30
改訂履歴	43

はじめに

環境保全という課題は、ひとりの人間、ひとつの企業、ひとつの国だけで、解決できるものではありません。それは、ひとつひとつの国、ひとつひとつの企業、ひとりひとりの人間が、いま、地球のかかえている問題について深く認識し、行動に移していくかなくては解決できない問題なのです。

未来の地球のために、私たちは地球環境保全のための数多くの課題を解決しながら、成長を続けていかなければなりません。リコーグループでは省資源・リサイクル、省エネルギー・温暖化防止、汚染予防の3つのテーマに取り組むとともにいちはやく環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14000シリーズに則った体制づくりを進めてきました。

しかし、リコーグループの製品は多くの仕入先様との関連で生産されています。原材料の資源採取から、製造・加工、流通・販売、消費・使用、廃棄・リサイクルにいたる製品ライフサイクルにおける環境負荷の少ない製品の開発に取り組むためには、自社だけの環境保全活動では十分とはいえない。そこで、仕入先様とは新たなパートナーシップを結び、環境負荷の低減や環境リスクの回避を共に図っていきますので今後ともご理解とご協力をお願い致します。

株式会社 リコー
常務執行役員
生産事業本部
資材統括センター
所長
金 丸 建 一

改訂の経緯

リコーグループは、環境保全に自主的に取り組まれる仕入先様を対象に、「リコーグループグリーン調達ガイドライン」を 1998 年5月1日に発行いたしました。その冊子では、それぞれの仕入先様が自社の環境負荷を捉え、削減の活動を実施して頂くお願を致しました。特に、二酸化炭素と廃棄物等の排出量の把握とそれらの削減は必須ということになっています。(二酸化炭素排出量の把握時に使用する「二酸化炭素排出係数」は、1999 年9月環境庁発行の「環境活動評価プログラム」(エコアクション 21)を反映させて、従来の「炭素換算」から「二酸化炭素換算」に変えてあります。燃料の消費量にこの係数を乗じていただければ数値は、即、二酸化炭素排出量になります。)

1998 年5月当時の JIS Q14001(ISO 14001)の審査登録件数は約 1000 件でしたが、2005 年5月には約 18328 件((財)日本規格協会調べ)に達しております。このことは、企業等の ISO14001 に対する関心が高くなつて来たことを如実に示していると言えます。

第2版では、仕入先様が容易に JIS Q 14001 ヘステップアップでき、有効で効果的な環境マネジメントシステムを構築されることを意図して、JIS Q 14001 の要求事項を数多く取り入れました。特に、著しい環境側面の特定方法および環境関連法規の特定方法に紙面を割いております。このようなことから、初版の大幅な改訂となりました。

第3版では、第2版の正誤表で運営していた点を反映し、又、不適当な表現のものを改め、使いやすいものに改訂しました。JIS Q 14001:2004 の改定については、マネジメントシステムに関する本質的な要求事項に変更がないことから、取り入れていません。

第4版では、「グリーン調達基準」との混同を避けるため、表題を「リコーグループ環境管理システムガイドライン」(以下、リコーエムズガイドラインと言います)に改め、環境保全活動の意義や重要性が広く認識され定着して来ていると判断し、仕入先様の自主性を尊重した「環境保全活動に関する誓約書」を自己宣言による自主的活動の実施・展開と位置づけ環境保全活動をより一層、促進・加速して行く事と致しました。

I. リコーグループのグリーン調達の考え方

私たちリコーグループは、地球市民の一員として、かけがえのない地球を守ることを企業使命と考え、環境保全を経営の重要な柱のひとつに据えています。

具体的には、お客様にご使用いただく製品をより環境負荷の少ないものにしていくとともに、開発・生産・販売・使用・サービス・製品回収、リサイクルなどのすべての企業活動における環境負荷をより削減していきます。

リコーグループの製品をライフサイクルの視点でとらえると、多くの仕入先様との関連で生産されています。リコーグループが環境に配慮した製品を市場に提供するためには、自社での環境保全活動に加え、仕入先様と一体となった「グリーン調達」の活動が必要になります。その内容は環境負荷の少ない生産工程で生産された環境負荷の少ない部品等を調達することです。

リコーグループでは、第3者機関による環境管理システム、リコーグループ環境管理システムの認証取得又は、環境保全の自主的活動を行っている仕入先様から資材調達を行います。

国際的なビジネスを展開するためには、ISO14001 環境マネジメントシステムの認証取得を推奨しますが、すぐにISOに取り組めない仕入先様を対象にリコーグループの環境管理システム認定制度を設けています。

仕入先様には自主的に環境保全活動を進めて頂きますが、リコーグループが環境管理システムの構築及び運用の過程で得られたノウハウや活動事例等の情報提供を積極的に進めて行きます。

環境負荷の少ない部品等を調達する活動につきましても、仕入先様とのパートナーシップを築きながら、環境負荷情報の共有化や共通課題の改善等に取り組んでいきます。

II. 仕入先様への環境保全活動に関する手続き等についてのお願い事項

II. 1. 対象の仕入先様と窓口

本制度に関する対象の仕入先様は、リコーグループブランド機器製品生産部材の仕入先様です。

リコーグループでは仕入先様毎に主管となる資材窓口部門を決めさせて頂いています。下記の事項については主管窓口へ個別にご連絡下さい。

II. 2. 環境保全活動の進め方の選択

環境保全活動を第3者認証(※)で進めていくのか、本リコーEMSガイドラインに基づくリコーグループ環境管理システム認証(以下、リコーEMS認証と言います)を取得するのか又は、自主的活動を実施・展開するのかを選択し、様式1(環境管理システム構築に関する登録書)にてご登録ください。進め方については、図1「仕入先環境保全活動の進め方選択と手続きのフロー」を参照して下さい。

(※)リコーグループが認める第3者認証は、「グリーン調達基準」に定めていますのでご参照下さい。

II. 2. 1. 第3者認証取得済みか認証取得を計画されている仕入先様

(1) 第3者認証を既に取得した仕入先様

①第3者認証機関が認証登録情報をHPで公開している場合は、そのURLをお知らせ下さい。公開していない場合は、認証機関から受領した登録証の複製又は、認証を証明するものを提出して下さい。

②上記書類は、認証機関による更新審査の都度に提出して下さい。

(2) 第3者の認証取得を計画している仕入先様

①第3者認証取得までのスケジュール表(書式任意)を提出して下さい。

②認証を取得しましたら、認証機関から受領した登録証の複製又は認証を証明するものを提出して下さい。

II. 2. 2. リコーEMSガイドラインに基づき環境保全活動を進めていく仕入先様

(1) 環境管理システム審査の申請書提出

自社で環境負荷低減の活動が実施され、環境パフォーマンスの記録を取り始め、3ヶ月以上経過しましたら、様式3(リコーグループEMS認証審査申請書)を提出して下さい。

(2) 是正処置報告書の提出

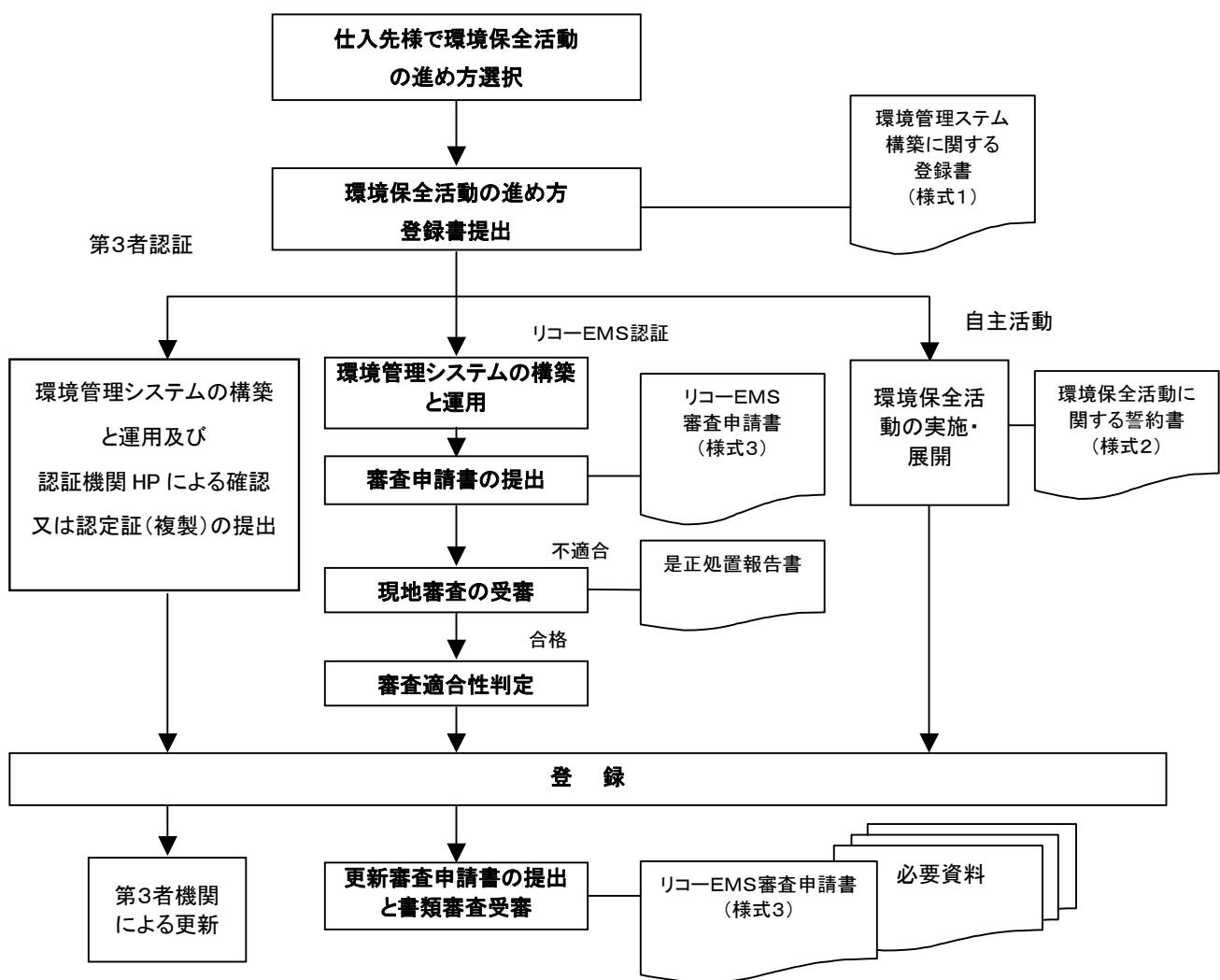
リコーグループ審査員による現地審査を致しますが、不適合があった場合は、審査員から不適合報告書を発行します。不適合の内容に同意されましたら、参考資料12「是正処置報告書」又は「是正処置計画書」を作成し、審査員に提出して承認を受けて下さい。

II. 2. 3. 自主的に環境保全活動を実施・展開される仕入先様

様式2(環境保全活動に関する誓約書)をご提出頂き、自主的に環境保全活動を実施・展開して下さい。

図1

仕入先環境保全活動の進め方選択と手続きのフロー



II. 3. リコーEMS認証の更新審査(年1回)の申請

環境管理システムを継続して維持し、1年後の有効期間が切れる前の更新審査(年1回)の申請は、前述の様式3を提出して下さい。

尚、更新審査は原則として、法的及びその他の要求事項の変更点について書類審査を行いますので必要資料を添付してご提出願います。

II. 4. リコーEMS認証の審査対象事業所

仕入先様に環境管理システム構築を進めて頂きますが、リコーグループで審査する対象事業所・工場は、リコーグループへ納める部品等を生産あるいは取り扱っている主要な事業所です。他の事業所等へは自社で水平展開して頂きます。

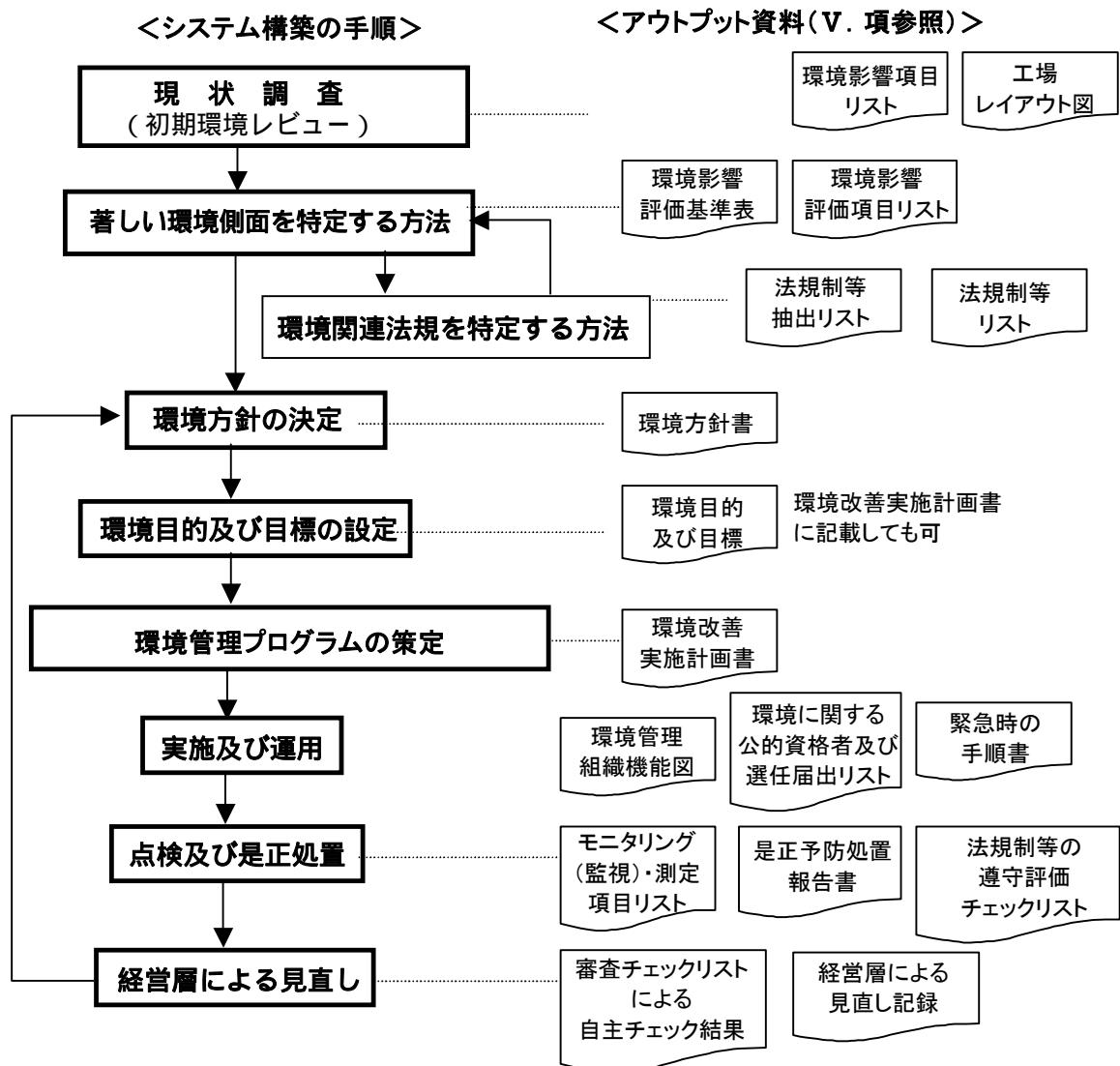
III. リコーEMSガイドラインに基づく環境管理システム構築の進め方

III. 1. 環境管理システム構築手順の概要

アウトプット資料は参考です。詳細は、V. 項を参照願います。

図2

環境管理システム構築のフロー



備考)用語の説明は、IV. 用語の定義を参照して下さい。

III. 2. 現状調査(初期環境レビュー)の方法

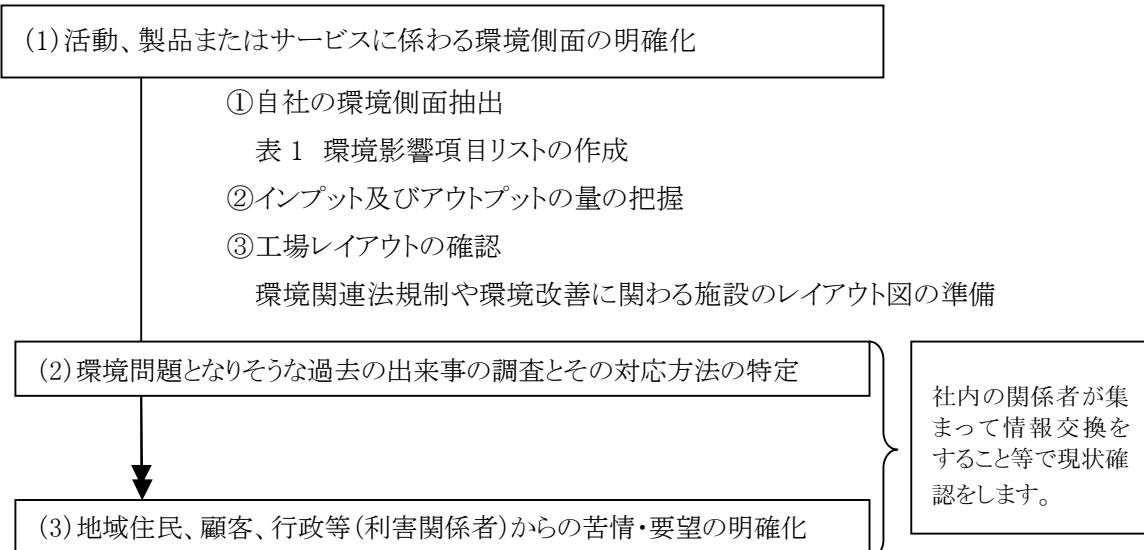
III. 2. 1. 活動、製品またはサービスに係わる環境側面を把握する目的

環境保全活動を行うには、まず自らの事業活動に伴って環境への影響がどれだけ発生しているのかに気づくことが重要です。環境影響を把握するには、事業活動の一連の流れを整理し、各段階(例えば、製品製造の場合は加工、塗装、組立、梱包などの工程をいいます)から生じる環境負荷を洗い出してみることが有用な手段となります。各段階に何(原材料、部品、燃料・電力のエネルギー等)をどの位投入し、何(炭酸ガス、硫黄酸化物、炭化水素化合物、ハロゲン系有機溶剤、重金属やその他の化合物など)をどれ位大気や河川などに排出しているかを整理することが必要です。騒音や振動などの物理的な排出の強さや景観などの美的な側面にも注意を払うことも大切です。

また、自らの事業活動の中で、原材料購入からリサイクル、廃棄に至るまでの環境側面を把握することで、自らの事業活動の中で何をターゲットにして改善に取り組むべきかが見えてきます。

III. 2. 2. 環境側面の現状確認の手順

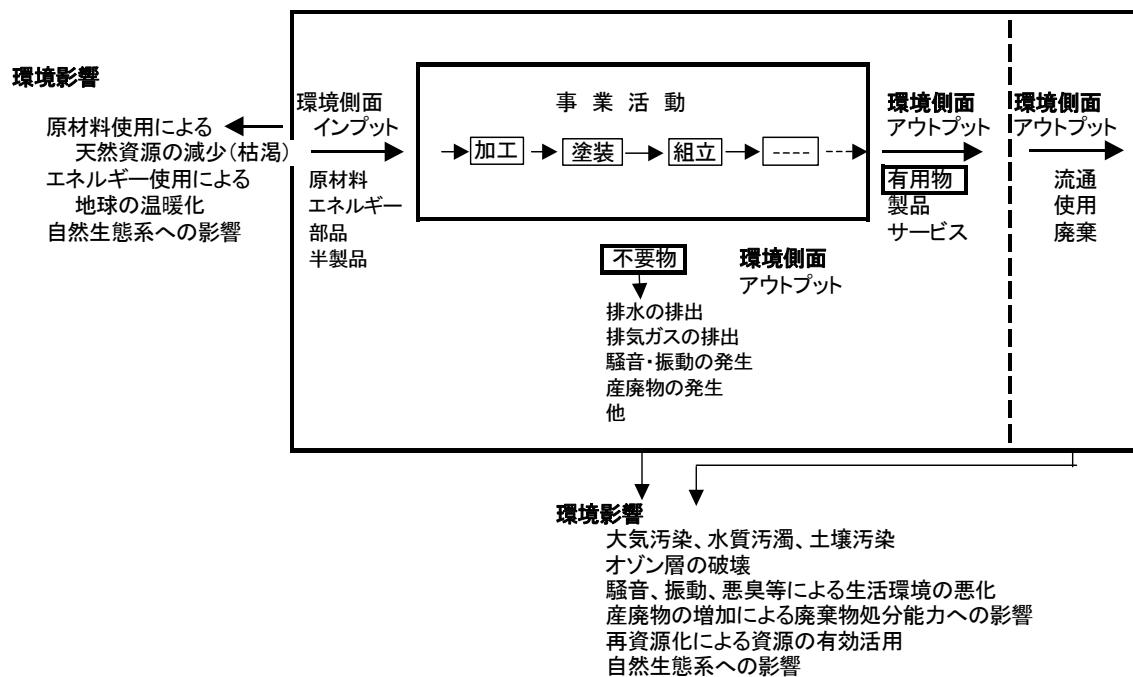
III. 2. 2. 1. 下記の項目について現状の環境側面を確認します。



III. 2. 2. 2. 活動、製品またはサービスに係わる環境側面の明確化の詳細

自社の活動、製品またはサービスがどのような環境側面をもっているのかを掴むには、図3のように、それぞれの工程(加工、塗装、組立、梱包等をいう)でインプット及びアウトプットするものを抽出します。

図3 環境側面と環境影響の関連



①自社の環境側面抽出

事業活動それぞれの環境側面を抽出します。表1「環境影響項目リスト」のように工程毎に投入および排出するものを記載します。

ボイラー、コンプレッサー、オイルタンク、廃棄物置場、浄化槽等についても環境側面を抽出します。又、仕入販売に関わる環境側面や製品や部品の設計に関わる環境側面も抽出します。環境側面として抽出するものは、自社で管理可能なものや、影響力行使できる範囲のものにします。

次にそれぞれの環境側面(原因)に対して環境影響(結果)が何になるのかを整理します。整理がやり易くするために、環境側面によって発生する環境影響をあらかじめ分類しておくと便利です。リコーEMSガイドラインでは、環境影響の分類を大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動・悪臭による生活環境の悪化、地盤沈下、廃棄物の増加による廃棄物処分能力への影響、CO₂の排出による地球温暖化、原材料使用による天然資源の減少(枯渇)、オゾン層破壊、再資源化による資源の有効利用にしています。環境影響の捉え方はいろいろありますので、各社で工夫して下さい。

表1「環境影響項目リスト」はIII. 3. 3. 環境影響評価項目リスト作成と記入の方法の項に記載した参考資料1「環境影響評価項目リスト」の作成を理解しやすくなるためのものです。

表1 環境影響項目リスト(例)

場所	施設・設備・工程・作業・製品・サービスの名称	環境側面		環境影響
		インプット	アウトプット	
製造	プレス加工業 呼び加圧能力 784kN (80トン)	電力使用		CO ₂ の排出による地球の温暖化
		作動油使用		資源の減少(枯渇)
			廃油の排出	廃棄物等の増加、緊急時の排出による水質汚濁
		プレス材料の使用		資源の減少(枯渇)
			スクラップ材の排出	廃棄物処分能力への影響
			騒音	騒音による生活環境の悪化
			振動	振動による生活環境の悪化
工場施設	コンプレッサーの作動 定格出力 5kW	電力使用		CO ₂ の排出による地球の温暖化
		作動油の使用		資源の減少(枯渇)
			ドレン油の排出	水質汚濁
			騒音	騒音による生活環境の悪化
			振動	振動による生活環境の悪化
事務所	仕入輸送	グリーン調達品の仕入		資源の有効活用
		輸送による軽油使用		資源の減少(枯渇)
		梱包材の使用		資源の減少(枯渇)
			輸送による排気ガスの排出	大気汚染
			梱包材の廃棄物排出	廃棄物の増加

備考)・事業活動のアウトプットであるの製品については製品を流通、使用、廃棄の際に発生する可能性がある環境影響についても考慮する必要があります。

・抽出された環境側面に関わる設備等の仕様一覧を作成しておくと環境影響評価を進める場合に便利です。

①インプット及びアウトプットの量の把握

自らの事業活動に伴う環境に影響するインプットやアウトプットの量を把握しておくことは環境改善の目標を設定する場合に必要になります。データを集めて記入して下さい。リコーEMSガイドラインで進める場合は二酸化炭素排出量と廃棄物等排出量は必須とし、その他の環境負荷項目については必要に応じ確認して下さい。

二酸化炭素排出量

廃棄物等排出量

資源利用量

大気汚染物質排出量

水質汚濁物質排出量

化学物質の排出・移動量

リコーEMSガイドライン必須項目

＜データの集め方＞

- ・必要な情報、データの収集活用に当たっては、経理関係データや行政の指定統計等、事業所内にすでにある情報を有効に活用して下さい。
- ・資料は、それぞれの担当部署にばらばらに保管されていたり、伝票ベースでしか保管されて

いないなど、初めは収集・整理に時間がかかるかもしれません。社内にある環境関連情報を一度、環境の面から整理して、担当者が管理、把握できる仕組みを整備することが望まれます。

- ・データは月単位程度の短い周期で把握できれば、目標の設定の際などにより有効です。
- ・少なくとも過去3年程度の実績をチェックできるデータがあるとよいのですが、そのようなデータがない場合は、以後、適切なデータを収集して下さい。

『活用できる社内の情報例』

- ・エネルギー、水・紙等資源、原料の使用量、購入量、金額等の伝票
- ・マニフェスト伝票
- ・廃棄物処理委託会社への支払伝票
- ・レンタルコピー機の請求書、支払伝票
- ・設備仕様書、説明書
- ・排気ガス・排水等の計量証明書

III. 3. 著しい環境側面を特定する方法

III. 3. 1. 著しい環境側面を特定する目的

著しい環境影響を持つ環境側面の特定とは、現状調査(初期環境レビュー)で調査した内容をより詳しく調査分析・評価し、個々の環境側面について環境に影響を与えるレベルの順位付けをすることによって、それぞれの環境側面の重大性を知ることです。そして、自社で定めた基準以上の環境影響のある環境側面を著しい環境側面として特定することです。これは、自社にとって“著しい”あるいは“重大な”という意味であり、他社との比較によって“著しい”あるいは“重大な”という意味ではありません。

環境側面を特定する方法には環境関連の書籍に多くの方法が紹介されていますが、以下に一例を示します。

III. 3. 2. 環境影響評価基準表の作成

環境影響評価基準表を作成する目的は抽出した環境側面の中から自社にとっての著しい環境側面を特定するために活用します。

著しい環境側面を特定するための方法はいろいろなものがあります。ここでは例として参考資料2「環境影響評価基準表」を示します。

環境影響評価基準表(例)

年	月	日
承認	作成	

環境影響	評価の尺度	評価点			備考
		5点	3点	1点	
大気汚染	汚染可能性	高い	中程度	低い	
水質汚濁	汚染可能性	高い	中程度	低い	
土壤汚染	汚染可能性	高い	中程度	低い	
生活環境の悪化 (騒音発生による)	騒音レベル(dB)	【夜】55以上 【昼】60以上	【夜】50～55 【昼】55～60	【夜】50以下 【昼】55以下	市街化調整区域
	(振動発生による)	かなり感じる (60dB以上)	感じる (55～60dB)	気にならない (55dB以下)	市街化調整区域
	(悪臭発生による)	臭気の強さ 強い	やや強い	弱い	
地盤沈下 (地下水・工業用水等の使用による)	発生の可能性	大きい	中程度	小さい	
CO2の排出による 地球の温暖化	電力使用量	100万kWh以上	20万～100万kWh	20万kWh未満	年換算
資源の減少 (枯渇)	(燃料として資源使用)	燃料使用量 50kL以上	20kL～50kL	20kL未満	
	(原料、部品、紙等の使用)	使用量 多い	中程度	少ない	
廃棄物処分能力への影響 (廃棄物排出による)	排出量	多い	やや多い	少ない	
資源の有効活用 (再資源化等による)	再資源化度合	少ない	中程度	多い	
オゾン層破壊	大気への放出の 可能性	高い	中程度	低い	

数値によって評価点を分ける場合は自社の実態等を参考にして評価点の区分けを決めて下さい。

数値化できない環境影響については下記のような方法もあります。

(例)発生の可能性

評価点	評価基準	評価基準の内容
5	高い	常時発生している・過去に発生し、抜本的な対策がとられていない
3	中程度	ミスや設備故障時等で発生の可能性がある
1	低い	考えられるが実際に発生する可能性が低い

(例)使用量

評価点	評価基準	評価基準の内容
5	多い	自社の中で使用量が多く、無駄も多い
3	中程度	自社の中では中程度の使用量である
1	少ない	自社の中では使用量が少ない

III. 3. 3. 環境影響評価項目リスト作成と記入の方法

参考資料1「環境影響評価項目リスト」のように必要事項を記載します。記載する手順は下記のようになります。

- (1) III. 2. 2. 1(1) ①自社の環境側面抽出のところで抽出した環境側面を参考資料1「環境影響評価項目リスト」のように漏れなく記載していきます。
- (2) III. 2. 2. 1(3) 地域住民、顧客、行政等(利害関係者)からの苦情・要望の明確化にする作業で収集した資料から事故・苦情が過去5年以内のものを目安にして、○印をつけます。
- (3) それぞれの環境側面は定常時、非定常時、緊急時によって環境影響に大きな違いがあるのかどうかをみます。

定常時→設備や機器を通常に稼動している時に発生する環境影響

非定常時→設備や機器の始動・停止時、メンテナンス時などに発生する環境影響

緊急時→地震や火災あるいは作業ミス等によって発生する通常より大きい環境影響

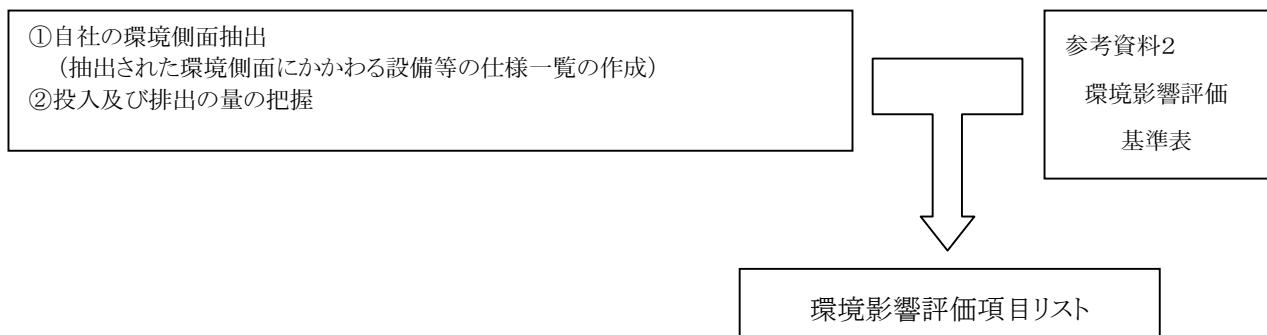
本ガイドラインの例では定常時と緊急時(非定常時)の2つに分けています。

- (4) 環境影響評価項目リストの完成と著しい環境側面の特定

参考資料1「環境影響評価項目リスト」の環境影響評価の欄に配点をして、リストを完成させます。

配点の基準は参考資料2「環境影響評価基準表」を使用します。

完成した「環境影響評価項目リスト」を使って著しい環境側面を特定しますが、その手順は各社で決ることになります。



著しい環境側面を特定する手順(例)

参考資料1「環境影響度評価項目リスト」に記載されている環境側面の中から環境影響評価結果欄の各行の横合計値と各列の縦合計の数値を活用して自社にとって環境側面を特定する方法です。

事例1→横合計の値が○○点以上の行にある環境側面を著しい環境側面とする。

事例2→縦合計の値が○○点以上の列にある環境側面を著しい環境側面とする。

また、事故・苦情が過去5年以内にあり、再発の可能性がある場合や法規制等が遵守できていない場合は著しい環境側面とします。

いずれの方法でも著しい環境側面としては3~10項目程度が抽出できるようにします。更に作成されたリストは新規設備導入等の場合の随時見直しと年一回の定期見直をして事業活動の現状に合致させておきます。

環境影響評価項目リスト (例)											作成年月日		評価合計			
NO	場所	施設・設備・工程・作業品、サービスの名称	仕様	環境側面		想定される状態	有無	環境影響評価						評価合計		
				インバータ備	アウトバータ備			法規制等	大気	水質	土壌	生活環境の変化	地盤沈下	エネルギーの減少	廃棄物	再資源化
1	事務管理棟 (2F全体)	事務作業	コピー機、PC、FAX機、資源(紙)・電力	○	○	定常時	○						1	1	1	2
		生活排水施設	上水使用	○	○	定常時		1						1	1	1
		電気・空調機	電力	○	○	定常時		1					1		1	1
2	射出成形室	プラスチック樹脂の受入	樹脂の無限	○	○	緊急時		3							2	
		射出成形作業	10トン~250トン 1.23台	資源(樹脂)・上水使用・電力	○	○	定常時	○	3	1			5	5	3	10
		搬動・騒音、塵、廃材、廃油	搬動・騒音の流出	○	○	定常時		2						3	3	10
		クレーン	能力	○	○	定常時							1		1	1
		ホークリスト	騒音・振動	ガリソン	○	定常時		1						1	1	2
		電灯、工場換気扇	電力	○	○	定常時							1		1	1
		クーリングタワー	上水使用・電力・ 水	○	○	定常時							1	1	1	2
		騒音、 樹脂の無限	○	○	定常時		1	1	1				3		3	3
3	プロト成形室	プラスチック樹脂の受入	樹脂の無限	○	○	緊急時		3							8	
		瓶口原材料の受入	瓶紙(ライナー)の飛散	○	○	緊急時							1		1	1
		プロト成形作業	資源(樹脂)・上水使用・電力 5.0mm×2台 7.5mm×1台	○	○	定常時							3	3	3	6
		紙口製造作業	紙口製造機	○	○	定常時	○	3	1				3	3	3	10
		プラリサイクル粉砕作業	粉砕機	○	○	定常時							1		1	1
		プラスチック樹脂混合作業	混合溶剤	○	○	定常時							1		1	1
		クレーン	電力	○	○	定常時							1		1	1
		ホークリスト	ガリソン	○	○	定常時							1		1	1
		電灯、工場換気扇	電力	○	○	定常時							1		1	1
		大合射出 99成形室	9出成形作業 合50トン	資源(樹脂)・上水使用・電力 振動・騒音、塵、廃材	○	○	定常時		3	3			3	3	3	9
4		クレーン	作動油の流出	○	○	緊急時		3					3		3	12
		電灯、工場換気扇	電力	○	○	定常時							1		1	6
5	組立室	組立、接合作業	組付け機械、溶接	電力	○	定常時							1		1	1
		電灯、工場換気扇	電力、灯油	○	○	定常時							1	1	2	
		エレベーター	電力	○	○	定常時							1		1	
6	倉庫(3F) 製品倉庫 出庫	電灯、工場換気扇	電力	○	○	定常時							1		1	1
		プラステック樹脂の3口	樹脂の飛散	○	○	緊急時	○	3							3	
		電灯、工場換気扇	電力	○	○	定常時							1		1	
7	廃棄物置き場	ホークリスト	ガリソン、車油	○	○	定常時							3		3	3
		運送車														1
		燃やすゴミ	資源	○	○	定常時	○						5	5	5	10
8	工場废水	ゴミ廃棄物	資源	○	○	定常時	○	3					5	3	3	11
		一般廃棄物	資源	○	○	定常時							3	3	3	6
		一般净化槽	廻り水の使用	○	○	定常時		1								1
計				1	9	10	13	7	0	29	8	17	26	24	150	

(5) 法規制等の欄に○印をつけるかどうかは環境関連法規を特定した後に記入します。

III. 4. 環境関連法規を特定する方法

III. 4. 1. 環境関連法規を特定する目的

事業を運営していくためには環境関連法規の要求事項を把握して、それを遵守する必要があります。そのためには把握した環境関連法規制上の要求事項を整理するとともに変更等を定期的にチェックし、最新の状態に保つておくことが必要です。

この要求事項には“法規制”と“その他の要求事項”があります。

(1) 法規制

“法規制”とは、「廃棄物の処理」を例にとりますと、先ず「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」があり、つぎに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(政令)と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(省令)が続き、更に各都道府県で定めた「条例」が続きますが、これらで規制されていることをいいます。

(2) その他の要求事項

“その他の要求事項”とは、2つ以上の当事者がとるべき措置について取決めたもので、工場周辺の居住者と取決めた「騒音防止に関する覚書」、工業団地内の団体と市町村等で取決めた「公害防止協定」、納入先と取決めた「廃棄物の発生の抑制活動」などをいいます。

又、リコーグリーン調達基準での要求事項もこの中に含まれます。

III. 4. 2. 環境関連法規制を特定する手順

(1) 自社に適用されそうな法規制等抽出リストの作成

どのような環境関連法規制が組織に適用されているのかを抽出する必要があります。表2「設備と法規制等の連関表」を参考にして、自社に適用されそうな法規制とその他の要求事項(以下「法規制等」という)を抽出するために、表3「法規制等抽出リスト」を作成します。

表2 設備と法規制等の連関表（例）

活動、製品、サービスの 環境側面	設備等	関連法規
①物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴う煤煙等の排出 ②物の破碎・選別その他の機械的な処理に伴う粉じんの排出 ③物の製造、加工、洗浄に伴う悪臭の放出やオゾン層破壊物質の放出	①②:ボイラー、加熱炉、焼却炉、乾燥設備、溶解炉、濃縮や蒸留施設、破碎機、研磨機、切断機、ディーゼル・ガス・ガソリン機関など ③:製造施設、加工施設、洗浄施設など	大気汚染防止法 悪臭防止法 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法
①工場や事業場から公共水域への排水 ②工場や事業場から下水道への排水	洗浄施設、ろ過施設、分離施設、集塵施設、水洗施設、縮合反応施設、蒸留施設、し尿処理施設、厨房施設、下水道終末処理施設、廃棄物処理施設、貯油設備など	水質汚濁防止法 下水道法 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 湖沼水質保全特別措置法 瀬戸内海環境保全特別措置法 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
大気や水質に係わる活動、農薬散布などによる物質（有害物質）の地下浸透	ハロゲン系有機溶剤使用洗浄施設、重金属処理施設、園芸施設など	水質汚濁防止法 下水道法
工場および事業場での事業活動に伴う騒音や振動の発生	圧延機械、機械プレス、液圧プレス、せん断機、ワイヤーフォーミング、ブラスト、圧縮機、成形機、ドラムバーガーなど	騒音規制法 振動規制法 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
事業活動に伴って生じる廃棄物の排出や廃棄物の再使用や資源としてのリサイクル	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、金属くず、ガラスくず、ゴムくず、梱包材など	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 再生資源の利用の促進に関する法律 循環型社会形成推進基本法 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル条約関係法） 容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
事業活動に伴って消費される電力、石油、石炭など	石油製品、石炭、都市ガス、電力など	エネルギー消費の使用の合理化に関する法律 消防法 高圧ガス保安法
事業活動に伴って利用や消費される水や原材料など	水、紙、木材、金属材料、部品、化学物質など（燃料として消費されるものを除く）	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法） 再生資源の利用の促進に関する法律 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 毒物及び劇物取締法
什器備品の廃棄	クーラー、テレビ、洗濯機、冷蔵庫	家電リサイクル法

表3 法規制等抽出リスト（例）

調査項目	自社に関連の有無	自社の設備等
公害に関する法律	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	
	大気汚染防止法	
	水質汚濁防止法	
	湖沼水質保全特別措置法	
	瀬戸内海環境保全特別措置法	
	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	
	下水道法	
	浄化槽法	
	騒音規制法	
	振動規制法	
廃棄物・リサイクルに関する法律	悪臭防止法	
	循環型社会形成推進基本法	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
	再生資源の利用の促進に関する法律	
エネルギーの使用に関する法律	容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	
化学物質に関する法律	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(通称「PRTR法」)	
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(モントリオール議定書関連法)	
	毒物及び劇物取締法	
	消防法	
	高圧ガス保安法	
土地利用に関する法律	工場立地法	
	工業用水法	
	ビル用水法	
その他の法律	ダイオキシン類対策特別措置法	
	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル条約関係法)	
	人の健康に係わる公害犯罪の処罰に関する法律	
	公害健康被害の補償等に関する法律	
その他の要求事項	地方自治体等との協定	
	顧客との約束事項(リコーグリーン調達基準の要求事項を含む)	
	各業界における環境ボランタリープラン	
	経済連地球環境憲章	

備考)事業活動における主な法規制等を記載しています。

(2)自社に該当する要求事項の特定

前記の表3「法規制等抽出リスト」で自社に該当しそうとなったものは、環境六法の閲覧、県や市町村の行政窓口などに相談し、自社に適用される法律名や具体的に適用される条文名（地方自治体の条例を含む）を確認して下さい。

自治体からの入手

市又は県の行政窓口から入手

インターネットホームページ活用例

環境省 <http://www.env.go.jp/hourei/>

書籍

環境保全関連法令集 :新日本法規出版(株)

消防関連法令集 :(財)東京防災指導協会

環境六法 :中央法規出版(株)

自社に該当する法律名が抽出されたならば、その法律の要求事項を整理します。

要求事項の主な項目は下記のようなものがあります。

① 許認可・届出、報告

② 規制基準

*国 *地方公共団体の上乗せ・横だし基準

③ 必要な測定、記録

④ 危険・事故の予防、事故時の処置

⑤ 必要な資格

(3)自社の法規制等リストの作成

特定した自社の法規制等は参考資料3「法規制等リスト」のようにまとめておきます。また、法規制は変わりますので、その情報入手の手順を設定し、定期的に見直しする必要があります。

見直しを確実に実施するためには、法規制等リストの関連法規を記載する際に最終改正日を記載しておくことが望まれます。

法規制等リスト(例)

作成

年月日

承認	作成

規制領域	規制対象	施設類規模	関係法規等	遵守事項	届出期間等	監督機関	備考	
工場立地	工場	敷地面積:9000m ² 以上 又は 建築面積の合計:3000m ² 以上	工場立地法 6-8、11-12条 法制定日:昭36.6.1 最終改正日:平11.12.22	新設・変更・増設の事前届出 新設等の実施保留 名称等の変更の届出 緑地の確保等	届出受理日から90日 遅滞なく	県担当課 市担当課		
公 害 防 止	大気 水質 騒音／振動	ボイラー 全ばつ気方式、処理対象人員300人以下用 の場合 ・伝熱面積:9.2m ² ・燃焼能力:55L/h	大気汚染防止法 6,8,10,13,16条 法制定日:昭45.4.13 最終改正日:平11.12.22 市との公害防止協定	新設・変更の事前届出 新設等の実施の保留 名称等の変更の届出 排出基準の遵守 ばい煙量等の測定と記録 2回/年	届出受理日から60日 同上 他の要求事項参照	県担当課 市担当課	完成検査あり	
消防	危険物	機械プレス コンプレッサー	呼び加圧能力 294kN以上(30t以上) 原動機の定格出力 7.5kW以上 (プレス存在すれば、振動規制対象になる) ・機械プレス: 784kN(80t) ・コンプレッサー: 15kW	騒音規制法 5,6,8,10条 法制定日:昭43.6.1W 最終改正日:平11.12.22 振動規制法 5,6,8,10条 法制定日:昭51.6.1W 最終改正日:平11.12.22 県条例	新設の事前届出 施設の変更・廃止や名称変更の 届出 規制基準の遵守義務	工事開始日の30日前 変更等の日から30日 以内 騒音(県条):屋・朝夕 60dB 夜55dB 振動(県条): 60dB	市担当課 同上	騒音・振動の 測定義務は ない
廃棄	廃棄物	危険物(第4類)の 貯蔵と取扱い	A重油(第3石油類) 地下タンク貯蔵所:貯蔵最大数量 7kL ・潤滑油(第4石油類): 屋外貯蔵所:貯蔵最大数量 200L	消防法 8,9,10,13条 法制定日:昭23.2.24 最終改正日:平11.12.22	防火管理者の選定・責任、届出 貯蔵・取扱い場所の遵守 貯蔵・取扱いの基準の遵守 危険物施設の設置、変更等の届出 危険物保安監督者の選任	危険物規制令第3-4章	消防署 市担当課 同上 同上	完成検査前は 施設を使用 できない 監督者の選任 は対象外
その他 要求事項		一般廃棄物 産業廃棄物	廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥 ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ等の汚物又 は不要物であつて、固形状又は液状のもの ・一般廃棄物:紙くず、木くず、し尿、 ビニール袋、jニュース空き缶 ・産業廃棄物(廃油):潤滑油、ばいじん	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 3、10、12(2-3項)、12-3、14(8項) 法制定日:昭45.12.25 最終改正日:平11.12.22	廃棄物の適正処理、再生利用、 製品等が廃棄物になった際の処理の困難性の事前評価、廃棄物 の減量等の国等の施策に協力 ・産業廃棄物の運搬・処分の委託 ・産業廃棄物の運搬・処分の委託 ・産業廃棄物管理票の交付、写し の保管、管理票に関する報告書 作成と知事への報告、写し未受領 の際の調査・措置の実施	法律施行規則8-13条 法律施行令6-2条 法律施行規則 8-20 ・21-26-27-28-29条	県担当課	
		環境マネジメントシステム 化学物質管理システム	リコーグループの グリーン調達基準 審査基準書	環境マネジメントシステムの構築及び 炭酸ガス、廃棄物、有害物質等の 削減活動	・環境保全活動登録書 ・審査申請書 ・是正措置報告書	リコーグループの 資料部門	リコーグループの 定期・更新審査 あり	

情報の入手方法)
市の環境担当窓口へ 1回/半年行き、当社に関連する法規制等の改訂があったか情報を入手する。(連絡先 環境保全課 TEL)

III. 5. 環境方針を決定する方法

III. 5. 1. 環境方針を決定するにあたっての留意事項

経営層は環境問題の重要性を十分に認識し、自社の環境管理の方向性を決める指針となる環境方針を、経営層が自らの意思を明確に打ち出す必要があります。環境管理システムの実施を成功させるためには、その方針を文書化し、従業員及び関係者に分かり易い言葉、方法で周知徹底を図ることが必要です。

III. 5. 2. 環境方針の内容

- (1)組織の業種、業務内容、規模により、環境への影響は異なります。環境影響評価の結果を反映したその組織に適した方針を決定することが必要です。
- (2)環境方針の中には下記の内容が記載されていることが必要です。
 - ①継続的改善 ②汚染の予防 ③環境関係法令の遵守 ④(会社及び事業所が)同意したその他の要求事項の遵守
- (3)次の事項を考慮することが望ましい。
 - ①環境問題となりそうな過去の出来事
 - ②地域住民、顧客、行政等(利害関係者)からの苦情・要望
- (4)環境方針は、環境目的及び目標を導くことができ、又見直しの際の指針となることも必要です。環

境方針、環境目的、環境目標の関連は表4になります。

表4 <方針、目的、目標の事例>

	事例1	事例2
環境方針	廃棄物を削減する。	省エネルギーに配慮する。
環境目的	廃棄物の廃棄量を2008年度までに、2004年度比で20%削減する。	電力の使用量を2008年度までに、2004年度比で10%削減する。
環境目標	廃棄物の廃棄量を2005年度までに、2004年度比で10%削減する。	電力の使用量を2005年度までに、2004年度比で5%削減する。

(5) 環境方針書は、経営層が定めた事が判るよう経営層の署名又は捺印、日付が入っている事が望ましい。

III.5. 3. 環境方針の周知について

環境方針は、文書化され、組織のあらゆる階層に伝達され、理解されていることが必要です。

III. 6. 目的及び目標を設定する方法

III. 6. 1. 環境方針及び著しい環境側面等との整合

環境目的及び目標は環境方針、著しい環境側面、法的及びその他の要求事項等を考慮して設定(見直し)します。特に環境目的は環境方針、著しい環境側面、法的及びその他の要求事項等との整合が取れていることが必要です。また環境目的及び目標は技術的に可能かどうか、財政上、運用上妥当かどうか、利害関係者からの要望(クレーム等)についても配慮して下さい。

III. 6. 1. 環境目的及び目標の設定

環境目的は組織全体に対するもので中長期(1~5年)的なもの、目標は環境目的を達成するためのより具体的なもので短期(6ヶ月~1年)的なものと考えることができます。環境目的及び目標はその組織の事情(人数、大きさ等)により以下のように設定することも可能です。

- (1) 大きな組織の場合はまず組織全体の目的を設定しそれを各部門目的に展開し、それを達成するための当年度(6ヶ月~1年)の目標を設定する。
- (2) 小さい組織の場合はまず組織全体の目的を設定しそれを達成するために各部門(課、グループ)が当年度(6ヶ月~1年)の目標を設定する。

環境目的及び目標は可能な限り定量化しておくことが望まれます。また決定した環境目的及び目標は参考資料5「環境目的及び目標(例)」のように個別に文書化して明確にするか、あるいは後述する環境管理プログラム(環境改善実施計画書)の中で明確にして下さい。

III. 6. 3. リコーEMSガイドラインでの要求事項

「リコーEMSガイドライン」では各組織が「二酸化炭素排出量の削減」と「廃棄物等排出量の削減」については環境目的及び目標として取り組むことを求めています。現状調査(初期環境レビュー)で把握した「二酸化炭素排出量」、「廃棄物等排出量」の現状値を参考にして目的及び目標値を決めて下さい。

III. 7. 環境管理プログラムを策定する方法

環境管理プログラムでは環境目的及び目標を達成するための計画を策定して下さい。環境目的及び目標を達成する為、当年度の目標値(6ヶ月～1年程度)を必要に応じて各部署ごとに展開し、責任者を決め具体的な達成手段、日程等を決めて実施担当者を割り付けて下さい。策定された管理プログラムは参考資料6「環境改善実施計画書(例)」を参考にして決定した目的及び目標を達成するために適切な「環境改善実施計画書」として作成して下さい。

III. 8. 実施及び運用の方法

III. 8. 1. 経営層の熱意と全員参加

環境管理システムの実施を成功させるためには、組織の経営層の強い熱意と全従業員の協力が必要です。環境面での活動は環境管理責任者や環境部門の担当者だけに任せるとではなく、経営層が常に強い関心を示すと同時に全従業員が環境に关心を持ち日々改善活動をすることが大切です。

III. 8. 2. 体制及び責任

- (1) 経営層は環境管理責任者を任命して下さい。環境管理責任者は環境管理プログラム(環境改善実施計画)の実施状況、後述する環境管理システム監査(自主チェック)の結果等環境管理システムの見直しに必要な情報を経営層に報告することが必要です。
- (2) 環境管理システムを実施する組織を決め、参考資料7「環境管理組織機能図(例)」のような組織機能図を作成しそれに係わる役割・責任・権限を明確にして下さい。
- (3) 決定された環境管理システムに関する体制及び責任(環境管理組織機能図)は関係者及び必要な場合は全従業員に伝達して下さい。伝達は掲示板に貼り出すとか、会議、教育訓練等の中で周知徹底させる方法があります。

III. 8. 3. 訓練、自覚及び能力

- (1) 環境管理システムの実施を成功させるために、環境方針、目標及び目的、環境管理プログラム（環境改善実施計画）、環境組織機能等について全従業員あるいは関係者に会議、教育等を通じて周知徹底させて下さい。
- (2) 著しい環境影響（緊急時も含む）を生じうる職務に携わっている要員及び環境管理を推進している要員には適切な教育訓練（経験も含む）を実施して下さい。
- (3) 法的な資格を有する人が必要、あるいは選任者等を法的に届けることが必要な業務がある場合は参考資料8「環境に関する公的資格者及び選任届出リスト（例）」のようなリストを作成し維持して下さい。
- (4) 教育訓練（経験も含む）の実施については記録に残して下さい。

III. 8. 4. コミュニケーション

利害関係者（顧客、仕入先、近隣住民、行政機関、リコーなど）からの環境に関する要求（クレーム等）が発生した場合はそれに対応することが必要です。その要求事項とその対応を記録に残して下さい。

III. 8. 5. 文書管理

- (1) 文書には制定日、承認者を明確にして下さい。定期的にその内容を見直し必要に応じて改訂して下さい。
- (2) 関係する職場には最新版の文書が使用出来るようにしておいて下さい。
- (3) 管理すべき文書には下記のような文書があります。
 - * 環境方針書
 - * 環境影響評価項目リスト
 - * 法規規制等リスト
 - * 環境改善実施計画書
 - * 環境管理組織機能図
 - * 自社で作成した手順書類

III. 8. 6. 運用管理

- (1) 環境管理プログラム（環境改善実施計画）で決めた運用及び活動事項についての具体的な手順を決めてそれを維持（実施）して下さい。
例えば
 - ①二酸化炭素排出量の削減の手順と実施
 - ②廃棄物等排出物の削減の手順と実施
 - ③危険物の保管場所と保管量の管理手順と実施
 - ④一般廃棄物の分別手順と実施
- (2) 遵守しなければならない法規制等の基準や約束ごとを守るための手順を決め実施してください。
例えば
 - ①廃掃法の基準を遵守する手順と実施（産業廃棄物の分別、保管、運搬、マニフェスト伝票の管理等）。
 - ②大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の法規制を遵守する手順。
- (3) 原材料等の購入先や、業務を委託している請負者に対しても環境保全の協力を得る必要がある

場合は要求事項や関連手順を伝達し対応をしてもらって下さい。

III. 8. 7 緊急事態への準備及び対応

環境影響評価において緊急時(突発的に発生する停電、火災、地震や台風、大雨等)、環境影響が大きいと特定した工程、作業については緊急事態が発生したときの対応についてその手順を決め、それを参考資料9「緊急時の手順書(例)」のように文書化しその工程、作業に係わる従業員に教育、訓練等を実施し、又手順の中で必要な道具、備品等を常備し緊急事態発生時その手順通りに対応できるようにしておいて下さい。

III. 9. 点検及び是正処置の方法

III. 9. 1. 監視及び測定

環境影響の大きい運用及び活動について、その主要な特性を継続的に監視及び測定する手順(評価方法、頻度、責任者等)を決めます。

監視及び測定する項目は下記のような内容があります。

- (1)環境管理プログラム(環境改善実施計画)が計画通り進んでいるか、その成果はどうかを監視及び測定する手順を決めます。
 - (2)「法規制等リスト」に記載した法律等を遵守しているかどうか評価する手順を決めます。法規制の遵守については参考資料10「法規制等遵守評価チェックリスト(例)」のようなチェックシート等の活用により抜けがないようにします。
- (1)、(2)、は参考資料11「モニタリング(監視)・測定項目リスト(例)」のような書式でリストとしてまとめて手順とすることが出来ます。

III. 9. 2. 不適合並びに是正及び予防処置

環境管理システムの実施及び運用の結果不適合(不具合)が発生した場合、或いは不適合(不具合)の発生が予測される場合は是正及び予防処置を行い、その記録を参考資料12「是正処置報告書(例)」のような書式で是正処置の経過を進歩し記録に残して下さい。是正処置が確実に実施されたかを環境管理責任者等が確認することが望れます。

III. 9. 3. 記録

監視・測定した結果は記録として残します。

記録の必要な項目をまとめると下記の通りとなります。

- (1)監視及び測定の結果
環境改善実施結果(二酸化炭素排出量、廃棄物等排出量、他環境改善実施結果)
- (2)是正処置報告書
- (3)社外とのコミュニケーション(内容、対応結果)
- (4)教育訓練の記録
- (5)環境管理システムの自主チェックの結果
- (6)経営層によるシステムの見直し結果

これらの記録は損傷、劣化及び紛失しないように管理して下さい。

III. 9. 4. 環境管理システム監査(自主チェック)

本ガイドラインでは、システム監査について特に手順(組織、計画等)を決めて実施することは求めていませんが、別冊の「環境管理システム審査チェックリスト」等により環境管理システムの自主チェックを適時実施させ、その結果を経営層や環境管理責任者に報告させて下さい。特に更新審査では事前に自主チェックを実施することを要求しています。

不適合(不具合)が発見された場合は前述の参考資料12「是正処置報告書(例)」のような書式で是正処置の経過を進捗し記録に残して下さい。是正処置が確実に実施されたかを環境管理責任者等が確認することが望されます。

III. 10. 経営層による見直しの方法

経営層は環境管理プログラム(環境改善実施計画)の結果、監視及び測定の結果、「環境管理システム審査チェックリスト」による自主チェックの結果の報告を受け、必要であれば環境管理システムの環境方針、環境目的及び目標、その他の事項についての見直しを実施して、改善等の対応を指示決定して下さい。その内容は議事録等で記録として残して下さい。

IV. 用語の定義

用語の定義は(財)日本規格協会の転載承認済

1. 継続的改善(continual improvement)

組織の環境方針に沿って全体的な環境パフォーマンスの改善を達成するための環境マネジメントシステムを向上させるプロセス。

備考)このプロセスはすべての活動分野で同時に進める必要はない。

2. 環境(environment)

大気, 水質, 土地, 天然資源, 植物, 動物, 人及びそれらの相互関係を含む, 組織の活動をとりまくもの。

備考)ここでいう“とりまくもの”とは, 組織内から地球規模のシステムにまで及ぶ。

3. 環境側面(environmental aspect)

環境と相互に影響しうる, 組織の活動, 製品又はサービスの要素。

備考)著しい環境側面とは, 著しい環境影響をもつか又はもちうる環境側面である。

4. 環境影響(environmental impact)

有害か有益かを問わず, 全体的に又は部分的に組織の活動, 製品又はサービスから生じる, 環境に対するあらゆる変化。

5. 環境マネジメントシステム(environmental management system)

全体的なマネジメントシステムの一部で, 環境方針を作成し, 実施し, 達成し, 見直しつつ維持するための, 組織の体制, 計画活動, 責任, 慣行, 手順, プロセス及び資源を含むもの。

6. 環境マネジメントシステム監査(environmental management system audit)

組織の環境マネジメントシステムが, その組織によって設定された環境マネジメントシステム監査基準に適合するか否かを決定するための証拠を, 客観的に取得及び評価する体系的かつ文書化された検証プロセス, 並びにこのプロセスの結果についての経営層とのコミュニケーション。

7. 環境目的(environmental objective)

環境方針から生じる全般的な環境の到達点で, 組織が自ら達成するように設定し, 可能な場合には定量化されるもの。

8. 環境パフォーマンス(environmental performance)

自らの環境方針, 目的及び目標に基づいて, 組織が行う環境側面の管理に関する, 環境マネジメントシステムの測定可能な結果。

9. 環境方針(environmental policy)

行動のため並びに環境目的及び目標設定のための枠組みを提供する全体的な環境パフォーマンスに関連する意図及び原則についての組織による声明。

10. 環境目標(environmental target)

環境目的から導かれ, その目的を達成するために目的に合わせて設定される詳細なパフォーマンスの要求事項で, 実施可能な場合に定量化され, 組織又はその一部に適用されるもの。

11. 利害関係者(interested party)

組織の環境パフォーマンスに关心をもつか又はその影響を受ける個人又は団体。

12. 組織(organization)

法人か否か、公的か私的かを問わず、独立の機能及び管理体制をもつ、企業、会社、事業所、官公庁若しくは協会、又はその一部若しくは結合体。

備考)複数の事業単位をもつ組織の場合には、単一の事業単位を一つの組織と定義してもよい。

13. 汚染の予防(prevention of pollution)

汚染を回避し、低減し又は管理する、工程、操作、材料又は製品を採用することで、リサイクル、処理、工程変更、制御機構、資源の有効利用及び材料代替を含めてもよい。

備考)汚染の予防の潜在的な利点には、有害な環境影響の低減、効率の改善及びコストの削減が含まれる。

14. EA21(エコアクション21)

中小事業者等の幅広い事業者に対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

※エコアクション21ガイドラインは、環境省が策定し、認証・登録は、財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センターが実施している。

15. エコステージ

エコステージは、認証取得を主たる目的とせず、環境経営の支援を目的としている。企業のグリーン調達とアカウンタビリティ(説明責任)を推進するため、形式よりも中身と効果に重点をおいた“エコステージ評価”を通じ、環境への配慮がいかに経営に役立っているかを評価し、ステップバイステップで「システム」と「パフォーマンス」の継続的改善を支援します。リコーグループでは、レベル2以上の認証取得をISO14001と同等レベルとして認定している。

16. KES

「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」では、費用も少なく規格もわかりやすい「環境にやさしい」基準として「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」を 策定し、審査・認証をしている。リコーグループでは、ステップ2の認証取得をISO14001と同等レベルとして認定している。

17. EMAS(Eco-Management and Audit Scheme:環境管理監査制度)

欧州規則に基づく環境監査制度のことで、制度への参加は任意である。このEMAS制度に参加するためには、各企業は具体的には、以下の活動等が求められる。

- (1)自ら行う活動、製品及びサービスの環境側面について、環境レビューを行うこと。
- (2)ISO14001に規定した環境マネジメントシステムを実施していること。
- (3)組織の環境パフォーマンスを評価するため、環境監査を実施すること。
- (4)認定環境検証人に検証を受けた「環境声明書」を毎年策定し、公表すること。

18. RC(Responsible Care)

化学物質を製造し、又は取り扱う事業者がRC実施の宣誓に基づいて行う自主管理活動です。化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費、廃棄の全ライフサイクルにわたって、環境・安全・健康を守る活動で、RC実施成果は社会に公表し対話を進めることになっている。

V. インプット及びアウトプットの量把握の記入表

記入表は、下記の HP にある環境活動評価プログラム(エコアクション 21-環境省)に公開されている別表1(環境への負荷の自己チェックシート)を参照し、記入して下さい。

＜環境活動評価プログラム(エコアクション 21-環境省)URL＞

URL: <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/PRG/index.html>

なお、本ガイドライン海外版(英語、中国語)においては、上記 URL を参照しても日本語のため対応が難しくまた、環境管理システムの本質的な要求事項に変更が無いため、記入表をそのまま残す事とした。

環境管理システム構築に関する登録書

作成日： 年 月 日

会社名: 社印

環境管理責任者名：印

当社は今後、環境保全活動を以下の様に進めます。(該当する項目の□内にチェックして下さい)

□ 第3者機関の認証を取得済または取得計画中です。

〔対象サイト名:

取得済(取得済年月日 : 年 月 日)

認証機関 HP URL: (認証機関の HP に公開されている場合)

計画中(取得計画年月日: 年 月 日)

※何れかの認証を取得済みで認証機関のHPに公開されている場合は、当該のURLをお知らせ下さい。HPで公開されていない場合は、認定登録証の複製をご提出下さい。また計画中の場合は、構築計画書(書式任意)も併せてご提出下さい。

【取得済又は計画中の第3者認証機関】

〔認証機関名：

〔認証名　　：　　〕

※認証名欄へ記載して頂く第3者認証(ISO14001, EA21 など)は、リコーグループが認めるものに限定させて頂きます。詳しくは、グリーン調達基準に記載していますので、ご参照下さい。

□ リコーグループ環境管理システム認証の取得を計画します。

〔対象サイト名：

※イニシャルレビュー(初期環境調査)結果の添付をお願い致します。

□ 環境保全活動に関する誓約書を提出し自主活動を実施・展開します。

以上

※この文書に記載いただきました貴殿の『個人情報』は、グリーン調達関連業務以外には利用いたしません。ご同意いただけましたらご記入をお願い致します。

環境保全活動に関する誓約書

年 月 日

殿

会社名: _____ 社印

所在地: _____

代表者名: _____ 印

弊社は環境保全活動に関して以下の内容について遵守致します。

第1条(環境関連法規の遵守)

弊社の事業活動に適用される環境関連法規の要求事項を抽出し、遵守する。

第2条(環境負荷の削減)

循環型社会の実現に向け、自社で取り組めるエネルギー使用量及び廃棄物排出量の削減による環境負荷の低減や、汚染の予防に努める。

第3条(仕入先の環境マネジメントシステム認証取得状況の確認と調達活動)

弊社が生産部材を購入・調達する場合はその仕入先が第三者の環境マネジメントシステムの認証を取得しているか否かを確認する。又、弊社のできる範囲において環境マネジメントシステムの認証を取得している仕入先からの調達を進めていく。

第4条(環境保全活動の開示)

第1条、第2条、第3条に記載した事項について、事前に依頼があれば活動の記録を提示する。

第5条(有効期間)

本誓約書の有効期間は、提出から3年間とする。但し、特段の意思表示がない限り更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第6条(申告義務)

会社名、所在地、代表者等本誓約書の記載事項に変更が生じた場合はすみやかに届ける。

以上

※この文書に記載いただきました貴殿の『個人情報』は、グリーン調達関連業務以外には利用いたしません。
ご同意いただけましたらご記入をお願い致します。

様式3

リコーグループEMS認証審査申請書

リコーグループ
主管資材部門長 御中

下記の通り審査受審の申請を致します。

_____年_____月_____日

審査時期区分: 初回 · 更新 (該当する項目に○印を付けて下さい)

会社名:	社印
所在地:	
環境管理責任者名:	印
電話:	
FAX:	

審査希望時期:	年_____月_____日頃
---------	----------------

※この文書に記載いただきました貴殿の『個人情報』は、グリーン調達関連業務以外には利用いたしません。
ご同意いただけましたらご記入をお願い致します。

資料編

参考資料

参考資料 1	環境影響評価項目リスト(例)	31
参考資料 2	環境影響評価基準表(例)	32
参考資料 3	法規制等リスト(例)	33
参考資料 4	環境方針書(例)	34
参考資料 5	環境目的及び目標(例)	35
参考資料 6	環境改善実施計画書(例)	36
参考資料 7	環境管理組織機能図(例)	37
参考資料 8	環境に関する公的資格者及び選任届出リスト(例)	38
参考資料 9	緊急時の手順書(例)	39
参考資料10	法規制等の遵守評価チェックリスト(例)	40
参考資料11	モニタリング(監視)・測定項目リスト(例)	41
参考資料12	是正処置報告書(例)	42

環境影響評価項目リスト(例)

作成年月日

承認	作成
----	----

NO	場所	施設・設備・工程・作業 製品、サービスの名称	仕様	環境側面												環境影響評価項目										評価合計	備考
				インプット	アウトプット	想定される状態	有無	事故	法規制等	大気	水質	土壤	生活環境の悪化	地盤沈下	CO ₂ 発生による地球温暖化	資源の減少	廃棄物	再資源化	オゾン層破壊								
1	事務管理棟 (2F全体)	事務作業	コピー機、PC	資源(紙)・電力 使用済み紙くず	○ ○	定常時 定常時										1 1	1 1								2 2 1 1 1		
		生活排水施設		上水使用 排水	○ ○	定常時 定常時		○		1								1							1		
		電灯・空調機		電力	○	定常時																			1		
2	射出成形室	プラスチック樹脂の受入		樹脂の飛散	○	緊急時												1 1	1 1	1 1					2		
		射出成形作業	10トン～250 :23台	資源(樹脂)・上水使用 振動・騒音・廃材・廃油 作動油の流出	○ ○ ○	定常時 定常時 緊急時		○		3 2	1 1					5 5	5 5	3 3	3 3	10 10 3 3				10 10 3 3			
		クレーン		電力	○	定常時												1							1		
		フォークリスト		ガソリン	○	定常時				1									1						2		
		電灯、工場換気扇		電力	○	定常時												1							1		
		クーリングタワー		上水使用・電力・ 騒音・排水	○	定常時				1 1 1								1							1		
		プラスチック樹脂の受入		樹脂の飛散	○	緊急時													1 1						3		
		紙管原材料の受入		換紙(ライナー)の飛散	○	緊急時												1 1	3 3						4		
		プロー成形作業	50mm×2台 75mm×1台	資源(樹脂)・上水使用 振動・騒音・廃材	○	定常時		○		3 1							3 3	3 3	3 3	3 3	6 6				10 10		
3	プロー成形室	紙管製造作業		紙管製造機 資源(ライナー、アルミ箔)・上水	○	定常時				3 1							3 3	3 3	3 3	3 3	6 6				10 10		
		ブライサイクル粉砕作業		粉砕機	○	定常時												1							1		
		プラスチック樹脂混合作業		混合ミル機	○	定常時											1							1			
		クレーン		電力	○	定常時											1							1			
		フォークリスト		ガソリン	○	定常時				1							1 1	1 1						3			
		電灯、工場換気扇		電力	○	定常時											1							1			
		大型射出成形室	450トン	資源(樹脂)・上水使用 振動・騒音・廃材	○	定常時		○		3 3	3 1						3 3	3 3	3 3	3 3	6 6				13 13		
		クレーン		電力	○	定常時				3 1								1 1	1 1						6 6		
		組立室		組立、検査作業 電灯、工場換気、暖房	組付け機械 電力 電力、灯油	定常時 定常時 定常時				1							1 1	1 1						1 1			
6	倉庫(3F)	エレベーター		電力	○	定常時											1							1			
		電灯、工場換気扇		電力	○	定常時											1							1			
		プラスチック樹脂の保管	3000kg以上	樹脂の飛散	○	緊急時		○											1 1	1 1					2 2		
		製品倉庫出庫		電灯、工場換気扇 フォークリスト	○ ○	定常時 定常時				1							1 1	1 1						3 3			
7	廃棄物置き場	運送車		ガソリン、軽油	○	定常時				1							1 1	3 3						5 5			
		廃棄物、分別、保管作業		燃やすごみ 産業廃棄物	○ ○	定常時 定常時		○		3									5 5	5 3					10 11		
		廃棄物置き場		一般廃棄物	○	定常時		○		1										3 3	3 3					6 6	
8	工場廃水	浄化槽		一般浄化槽		處理水の排出		○		1															1		

計 5 8 4 11 7 1 0 32 8 22 30 21 0 149

著しい環境側面を特定する基準(例)

1. 環境影響評価項目リストの縦列の評価合計が「20点以上」の環境影響項目の原因となる環境側面を著しい「著しい環境側面」とする。

- ①市町村の廃棄物処理能力に影響のある「廃棄物の排出」を著しい環境側面とする。
②資源の減少の原因となる「電力の使用」を著しい環境側面とする。

- ③再資源化で資源の有効活用するために「再資源化のための廃棄物等の排出」を著しい環境側面とする。

2. 本リストは新規設備導入等の場合の随時見直しと年一度の定期的の見直しを実施する。

3. 過去5年以内の事項・苦情で、再発の可能性がある環境側面は著しい環境側面とする。

4. 法規制等の規制基準値が遵守できていない環境側面は著しい環境側面とする。

環 境 影 韻 評 価 基 準 表 (例)

年 月 日	
承 認	作 成

環境影響	評価の尺度	評 価 点			備 考	
		5点	3点	1点		
大気汚染	汚染可能性	高い	中程度	低い		
水質汚濁	汚染可能性	高い	中程度	低い		
土壤汚染	汚染可能性	高い	中程度	低い		
生活環境の悪化	(騒音発生による)	騒音レベル (d B)	【夜】 5 5 以上 【昼】 6 0 以上	【夜】 5 0 ~ 5 5 【昼】 5 5 ~ 6 0	【夜】 5 0 以下 【昼】 5 5 以下	市街化調整区域
	(振動発生による)	振動の感じ	かなり感じる (6 0 dB 以上)	感じる (5 5 ~ 6 0 dB)	気にならない (5 5 dB 以下)	市街化調整区域
	(悪臭発生による)	臭気の強さ	強い	やや強い	弱い	
地盤沈下 (地下水・工業用水等の使用による)	発生の可能性	大きい	中程度	小さい		
C O 2 の排出による 地球の温暖化	電力使用量	100万 k W h 以上	2 0 万 ~ 1 0 0 万 k W h	2 0 万 k W h 未満	年換算	
資源の減少(枯渇)	(燃料として資源使用)	燃料使用量	5 0 k l 以上	2 0 k l ~ 5 0 k l	2 0 k l 未満	
	(原料、部品、紙等の使用)	使用量	多い	中程度	少ない	
廃棄物処分能力への影響 (廃棄物排出による)	排出量	多い	やや多い	少ない		
資源の有効活用 (再資源化等による)	再資源化度合	少ない	中程度	多い		
オゾン層破壊	大気への放出の 可能性	高い	中程度	低い		

承認	作成

参考資料3

法規制等リスト(例)

作成 年 月 日

規制領域	規制対象	施設類規模	関係法規等	遵守事項	届出期間等	監督機関	備考	
工場立地	工場	敷地面積:9000m ² 以上 又は 建築面積の合計:3000m ² 以上	工場立地法 6-8、11-12条 法制定日:昭36.6.1 最終改正日:平11.12.22	新設・変更・増設の事前届出 新設等の実施保留 名称等の変更の届出 緑地の確保等	届出受理日から90日 遅滞なく	県担当課 市担当課		
公 害 防 止	大気	ボイラー	伝熱面積:10m ² 以上 又は バーナーの燃料燃焼能力:50L/h以上 (重油換算) ・伝熱面積:9.2m ² ・燃焼能力:55L/h	大気汚染防止法 6.8,10,13,16条 法制定日:昭45.4.13 最終改正日:平11.12.22 市との公害防止協定	新設・変更の事前届出 新設等の実施の保留 名称等の変更の届出 排出基準の遵守 ばい煙量等の測定と記録	届出受理日から60日 同上 その他の要求事項参照 2回/年	県担当課 市担当課	完成検査あり
	水質	浄化槽	全ばつ氣方式、処理対象人員300人以下用 の場合	浄化槽法 4.8,9,10,10-2,11条 法制定日:昭58.5.18 最終改正日:平11.12.22	浄化槽の構造基準の遵守 浄化槽の保守点検 浄化槽の清掃 水質検査 保守点検・清掃記録等の保存 浄化槽管理者の変更の届出	4回/年 2回/年 1回/年 交付後3年間 変更日から30日以内	市担当課	(保健所を設置 する市又は特 区は市/区長 、その他は知 事)
	騒音／振動	機械プレス コンプレッサー	呼び加圧能力 294kN以上(30t以上) 原動機の定格出力 7.5kW以上 (プレス存在すれば、振動規制対象になる) ・機械プレス:784kN(80t) ・コンプレッサー:15kW	騒音規制法 5.6,8,10条 法制定日:昭43.6.10 最終改正日:平11.12.22 振動規制法 5.6,8,10条 法制定日:昭51.6.10 最終改正日:平11.12.22 県条例	新設の事前届出 施設の変更・廃止や名称変更の 届出 規制基準の遵守義務	工事開始日の30日前 変更等の日から30日 以内 騒音(県条):昼・朝夕 60dB 夜55dB 振動(県条):60dB	市担当課 同上	騒音、振動の 測定義務は ない
消防	危険物	危険物(第4類)の 貯蔵と取扱い	・A重油(第3石油類) 地下タンク貯蔵所:貯蔵最大数量 7kL ・潤滑油(第4石油類): 屋外貯蔵所:貯蔵最大数量 200L	消防法 8.9,10,13条 法制定日:昭23.7.24 最終改正日:平11.12.22	防火管理者の選定・解任、届出 貯蔵・取扱い場所の遵守 貯蔵・取扱の技術基準の遵守 危険物施設の設置・変更等の届出 危険物保安監督者の選任	危険物規制政令第3-4章 市担当課 同上 同上	消防署 市担当課 同上	完成検査前は 施設を使用 できない 監督者の選任 は対象外
廃棄	廃棄物	一般廃棄物 産業廃棄物	廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥 ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ等の汚物又 は不要物であつて、固形状又は液状のもの ・一般廃棄物:紙くず、木くず、し尿、 ビニール袋、jジース空き缶 ・産業廃棄物(廃油):潤滑油、ばいじん	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 3, 10, 12(2-3項),12-3,14(8項) 法制定日:昭45.12.25 最終改正日:平11.12.22	・廃棄物の適正処理、再生利用、 製品等が廃棄物になった際の処 理の困難性の事前評価、廃棄物 の減量等の国等の施策に協力 ・産業廃棄物保管基準の遵守 ・産業廃棄物の運搬・処分の委託 基準の遵守 ・産業廃棄物管理票の交付、写し の保管、管理票に関する報告書 作成と知事への報告、写し未受領 の際の調査・措置の実施	法律施行規則8-13条 法律施行令6-2条 法律施行規則 8-20 21-26・27・28・29条	県担当課	
その他 要求事項		環境マネジメントシステム 化学物質管理システム	リコーグループの グリーン調達基準 審査基準書	環境マネジメントシステムの構築及び 炭酸ガス、廃器物、有害物質等の 削減活動	・環境保全活動登録書 ・審査申請書 ・正措置報告書	リコーグループの 資材部門	リコーグループの 定期・更新審査 あり	

情報の入手方法)

市の環境担当窓口へ 1回/半年行き、当社に関連する法規制等の改訂があったか情報を入手する。(連絡先 環境保全課 TEL)

参考資料4 環境方針書(例)

○○○○(株)環境方針

○○○○(株)は、プレス加工品の生産を中心とした事業活動において、環境に配慮した生産活動の推進を通じて、社会に貢献する事を目指します。そして、環境保全への取り組みを経営の重要な柱の一つとして捉え、次の通り方針を定めます。

1. 環境関連の法令及び同意したその他の要求事項を遵守する。
2. 事業活動の全ての分野で、汚染予防・廃棄物の削減・省エネルギーを重点とした継続的な改善に取り組む。
3. 事業活動が環境に与える影響を把握し、環境目的及び環境目標を設定して推進する。
4. 環境教育を通じ、全従業員の意識向上を図るとともに、一人ひとりが広く社会に目を向け、自ら責任を持って環境保全活動を遂行できるよう、啓発と支援を行なう。

2005年4月1日
○○○○株式会社
取締役社長 ○○ ○○(サイン)

参考資料 5

○○○○年○○月○○日

承認	作成

環 境 目 的 及び 目 標 (例)

方針	目的	目標
環境方針(1) *省エネルギー	1) 電力の使用量 2008年度 10%削減(2004年度比) 2)	1) 電力使用量の削減 2005年度 5%削減(2004年度比) 2) 重油使用量の削減 2005年度 5%削減(2004年度比)
環境方針(2) *廃棄物削減	1) 廃棄物の削減 2008年度 20%削減(2004年度比) 2)	1) 廃棄物の削減 2005年度 10%削減(2004年度比) 2) リサイクル率の向上 2005年度 60%(2004年度 50%)
環境方針(4) *汚染防止	1) 大気汚染防止 1) 焼却炉の廃止 2005年12月までに撤去 2)	1) 焼却炉の廃止 2005年12月までに撤去

参考資料6

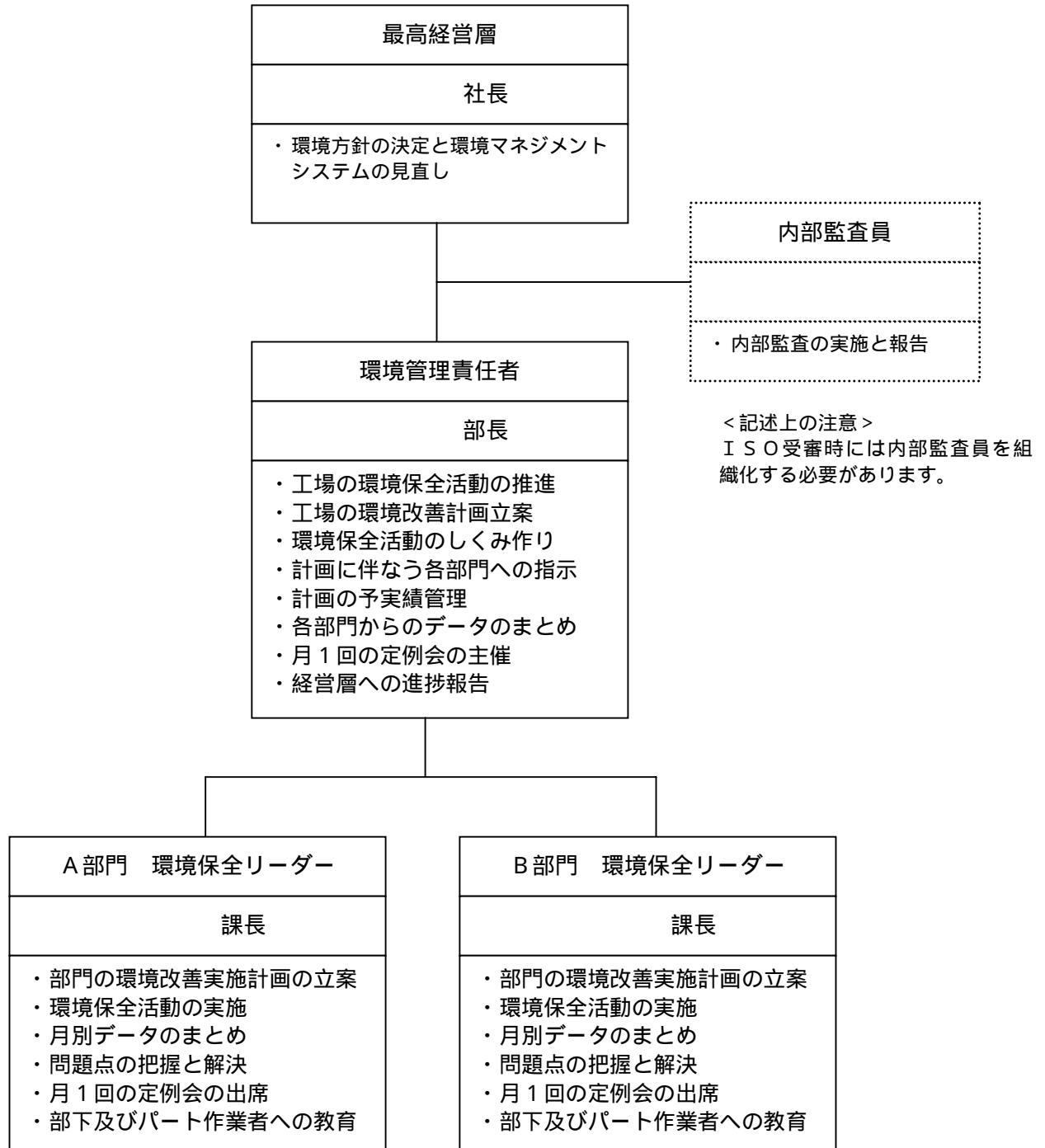
環境改善実施計画書(例)

承認	作成

環境目的 及び目標		責任者	達成手段	担当者	スケジュール			
					01/4月～6月	01/7月～9月	01/10月～12月	02/1月～3月
電力の使用量 (二酸化炭素削減) 10%削減 (2004年度比)	電力の使用量 5%削減 (2004年度比)	△△部長	照明の見直し	Aさん	対象場所の検討	実施	測定・追加	測定・追加
			空調の見直し	Bさん	設定温度の検討		実施・測定	
		○○部長	生産設備の省エネルギー	Cさん	対象設備・方法の検討		実施・測定	
廃棄物等削減 20%削減 (2004年度比)	廃棄物の削減 10%削減 (2004年度比)	□□部長	分別回収の推進	(事務所) Dさん (工場) Eさん	方法決定		実施・測定	
		××部長	リユース・リサイクルの推進	Eさん	対象物の検討	手順の決定		実施・測定

承 認	作 成
年 月 日	年 月 日

環境管理組織機能図（例）



承認

環境に関する公的資格者及び選任届出リスト(例)

選任届出名称	必要人員	氏名	所属	資格者の種類	対象設備	届出先	選任届出の根拠となる法律	資格取得方法
特別管理産業廃棄物管理責任者	1	○○ 一朗	施設課	特別管理産業廃棄物管理責任者	工場全般	○○県知事	廃掃法 14条	講習会
公害防止統括者	1	△△ 二朗	環境課	公害防止統括者	工場全般	○○県知事	特定工場公害防止の整備 第3条	
有機溶剤作業主任者	1	○○ 三朗	製造課	有機溶剤作業主任者	洗浄設備	労働基準監督署	労働安全衛生法 16条	講習会

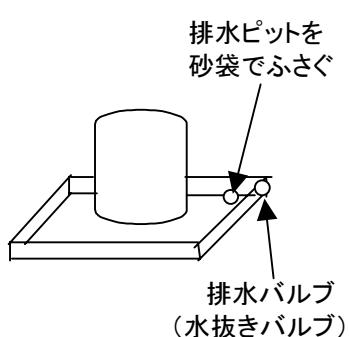
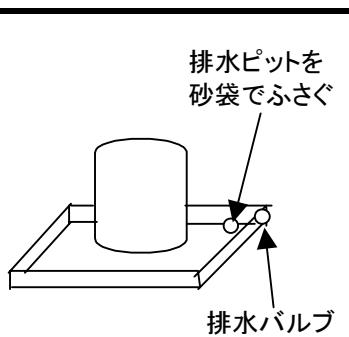
参考資料 9

緊急時の手順書(例)

○○○○年○○月○○日

承認

危険物貯蔵所(屋外タンク)における異常時の処理手順

異常	点検による異常発見 作業中に異常発見	点検中 作業中	処置手順	ポイント
1.タンクローリー送液中 タンク許可量以上になりオーバーフローした時		○	<ol style="list-style-type: none"> 1.タンクローリーからの送液中止の指示をして送液を止める。 2.引火しない様、車のエンジンを止める。 3.防油堤より排出されない様、水抜きバルブの閉を確認する。 4.セキ板や砂袋で排水溝への流出を防止する。 5.タンク周辺の火気に注意する。 6.応援を求める。 7.早急にオーバーフロー液を回収する。 8.保安監督者に連絡し環境安全担当部署に報告する。 	 <p>排水ピットを砂袋でふさぐ 排水バルブ(水抜きバルブ) 液に合った保護具で作業すること</p>
2.許可外物件が置いて有った時		○	<ol style="list-style-type: none"> 1.速やかに規定場所に移動して保有空地を確保する。 	
3.タンク水抜管が開になっていた時		○	<ol style="list-style-type: none"> 1.水抜管のバルブを閉にする。 2.液洩れ流出が有るか確認し、液洩れがあった場合は <ol style="list-style-type: none"> ①防油堤より排出されない様、水抜きバルブの閉を確認する。 ②セキ板、砂袋で排水溝への流出を防止する。 ③タンク周辺の火気に注意する。 3.応援を求める。 4.早急にこぼれた液を回収する。 5.保安監督者に連絡し環境安全担当部署に報告する。 	 <p>排水ピットを砂袋でふさぐ 排水バルブ(水抜きバルブ)</p>

參考資料 10

○○○○年○○月○○日

承認

法規制等遵守評価チェックリスト（例）

承認

モニタリング(監視)・測定項目リスト(例)

環境負荷	環境側面 と対象施設	モニタリング 測定項目	環境関連法令 等	測定方法 (測定器)	規制値／基準値 (規定した法令等)	監視頻度	実施部	報告先		備考
								社内	社外	
大気汚染 (法規制)	1号ボイラーから のばい煙排出	Nox濃度 ばいじん濃度 硫黄酸化物量 湿り排ガス量	大気汚染防止法 大気汚染防止法 大気汚染防止法 大気汚染防止法	JIS K0104 JIS Z8808 JIS K0103 JIS Z8808	100PPm(県条例) 0.05g/Nm3(県条例) 0.03g/Nm3(県条例) 26863Nm3/h(県条例)	2回／年 2回／年 2回／年 2回／年	REC	環境管理 責任者	沼津市	O2 5%換算値 O2 5%換算値
	2号乾燥機からの ばい煙排出	Nox濃度 ばいじん濃度 湿り排ガス量	自主基準値 自主基準値 自主基準値	JIS K0104 JIS Z8808 JIS Z8808	27PPm(県条例) 0.04g/Nm3(県条例) 7020Nm3/h(県条例)	2回／年 2回／年 2回／年	REC	環境管理 責任者	―― ―― ――	O2 16%換算値 O2 16%換算値
水質汚濁 (法規制)	NO4排水口から の排水	PH SS BOD 排水量	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法 水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	JIS K0102 JIS K0102 JIS K0102 自動流量計	PH:5.8~8.5 SS:28mg/L BOD:40mg/L 排水量:4200m3/日	1回／月 1回／月 1回／月 1回／日	管理部	環境管理 責任者	沼津市	
騒音 (法規制)	プラント敷地境界 線での騒音	朝、昼、夜:騒音	騒音規制法	JIS Z8731	朝、昼:60dB(県条例) 夜:55dB	1回/6ヶ月	管理部	環境管理 責任者	沼津市	
振動 (法規制)	プラント敷地境界 線での振動	昼、夜振動	振動規制法	振動レベル計	昼:60dB(協定値) 夜:55dB(協定値)	1回/6ヶ月	管理部	環境管理 責任者	沼津市	対象設備工事30日前 に届け出
エネルギー の使用 (CO2排出) (環境目標)	電気の使用	工場使用量の把握	環境改善実施計画	電量力計	目標値	1回/月	REC	環境管理 責任者	――	
	重油の使用	工場使用量の把握	環境改善実施計画	流量計	目標値	1回/月	REC	環境管理 責任者	――	
	灯油の使用	工場使用量の把握	環境改善実施計画	流量計	目標値	1回/月	REC	環境管理 責任者	――	
廃棄物 (法規制) (環境目標)	産業廃棄物の排出	廃棄物量と再資源化量	環境改善実施計画	マニフェスト	目標値	1回/月	管理部	環境管理 責任者	――	
有害物質 使用	有害物質の使用量 ・保管量	工場取扱い量の把握	環境改善実施計画	使用量 保管量	目標値	1回/月	管理部	環境管理 責任者		
その他	事業活動	環境マネジメントシステム	リコー環境マネジ メントシステム審査 基準書	リコー審査 チェックリスト (自主チェック)	リコー環境マネジメント システム審査基準書	1回/年	全部署	環境管理 責任者	リコー	

モニタリング記録は環境記録として決められた期間保管（期間は法的に決められている場合は法規制に準じる。）

承 認	作 成

是正処置報告書(例)

不適合事項： (4 . 5 . 2 マイナー)

「環境モニタリング運用手順」に目的・目標達成上異常があった場合には、担当部署長は環境管理責任者に報告し、関係部署と協力して是正・予防策を講じると定めているが、以下の状態に対して、手順に基づく処置が講じられていなかった。

A部署の目標である雑誌廃棄物の削減において年度目標廃棄量 3274kg 以下に対して 2月末に既に 4383kg に達している。

不適合事項の調査 / 原因 :

調査 : 資料室の雑誌等の保存期間見直しを行い、期限切れの雑誌の廃棄を 1 ~ 2 月にかけて実施したために、目標を大幅に超過した。

原因 : 雑誌廃棄物低減施策として、購読雑誌の見直し、カタログ式雑誌の重複配布の改善を行い、低減を進めてきたが資料室の雑誌廃棄は今回の特殊ケースとみなし、目標値を達成出来ないことに対して手順書に基づく是正処置を講ずるという認識が不足していた。

是正処置 :

- 「環境モニタリング運用手順」に基づいて学習会を開催し、廃棄物ワーキンググループ及び推進部署の関係者に是正・予防策の手順を認識させる。

是正処置実施日 学習会は 4 月 15 日迄に実施済み

是正確認 (環境管理責任者が記入)

学習会の実施報告書を確認しました。又、参加者をサンプリングして
学習会が報告書の内容通り実施されていたのかも確認しました。

承 認

年 月 日

改訂履歴

初版	1998年5月1日	
第2版	2000年12月1日	仕入先様が容易にJIS Q 14001へステップアップでき、有効で効果的な環境マネジメントシステムを構築されることを意図して、JIS Q 14001の要求事項を数多く取り入れた。特に、著しい環境側面の特定方法および環境関連法規の特定方法に紙面を割いている。
第3版	2005年11月1日	第2版の正誤表で運営していた点を反映し、又、不適当な表現のものを改め、使いやすいものにした。 別紙1・2をグリーン調達基準と同じものにした。
第4版	2009年3月1日	<p>1.改訂のいきさつ EMS認証制度の見直しを行い、改訂した。(P.2 改訂の経緯参照)</p> <p>2.主な改訂内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)グリーン調達基準との混同を避けるため、表題を改名した。これに合わせ、目次や本文も同一の文言に改めた。 (2)文書体系を明確化する為、表題に“グリーン調達基準別冊”と追加記載した。 (3)仕入先様の自主性を尊重し、環境保全の自主的活動を促進・加速して頂くために、環境保全誓約書での自己宣言による活動を認めて行く事とし、本文やフロー図等の全体に渡り改訂した。 (4)II.1項を追加し、対象仕入先様を明記した。 (5)旧名称の別紙1～3の呼称は、様1～3式という呼称に改めた。 <ul style="list-style-type: none"> ①旧別紙1の内容は、全面改訂し第3者機関の認証を取得済みでHP公開されている場合の申告方法を明確化し、様式1とした。 ②旧別紙3は、新様式1とほぼ重複する内容の為、様式3(EMS認証審査申請書)に改め、審査受審時の申請を可能とした。 (6)所長の役職や問い合わせ先、発行元の旧組織名称等は、全て新組織名称に改訂した。 (7)記入表は古い内容のため削除し、環境活動評価プログラム(エコアクション21-環境省)のHPを参照して記入して頂く事とした。

【お問い合わせ先】

株式会社リコー

生産事業本部 資材統括センター 資材戦略室 グリーン調達事務局

TEL:046-236-1540 FAX:046-231-9583

Copyright © 1998,2000,2005,2009 Ricoh CO, LTD. All rights Reserved.

この製品は日本国著作権法及び国際条約により保護されています。

発行元

株式会社リコー

生産事業本部 資材統括センター